

報告

学士の学位に付記する専攻分野の 名称の在り方について



平成26年（2014年）9月17日

日本学術会議

大学教育の分野別質保証委員会

この報告は、日本学術会議大学教育の分野別質保証委員会が、平成24年12月20日を以て設置期限が終了した大学教育の分野別質保証推進委員会を引き継ぎ、同委員会の下に設置されていた、学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 大学教育の分野別質保証委員会

委員長	大西 隆	(会長)	豊橋技術科学大学学長
副委員長	小林 良彰	(副会長)	慶應義塾大学法学部教授
幹事	須田 年生	(第二部幹事)	慶應義塾大学医学部教授
幹事	廣田 英樹	(特任連携会員)	金沢大学先端科学・イノベーション推進機構特任教授・副機構長
	家 泰弘	(副会長)	東京大学物性研究所教授
	春日 文子	(副会長)	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
	佐藤 学	(第一部部長)	学習院大学文学部教授
	大沢 真理	(第一部副部長)	東京大学社会科学研究所教授
	井野瀬久美恵	(第一部幹事)	甲南大学文学部教授(平成26年4月から)
	後藤 弘子	(第一部幹事)	千葉大学大学院専門法務研究科教授 (平成26年4月まで)
	杉田 敦	(第一部幹事)	法政大学法学部教授(平成26年4月から)
	丸井 裕	(第一部幹事)	東京大学大学院人文社会系研究科教授 (平成26年4月まで)
	山本 正幸	(第二部部長)	自然科学研究機構副機構長、基礎生物学研究所所長
	生源寺眞一	(第二部副部長)	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
	長野 哲雄	(第二部幹事)	独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事
	荒川 泰彦	(第三部部長)	東京大学生産技術研究所教授
	巽 和行	(第三部副部長)	名古屋大学物質科学国際研究センター特任教授
	相原 博昭	(第三部幹事)	東京大学理事・副学長、同大学院理学系研究科教授 (平成25年4月から)
	土井美和子	(第三部幹事)	独立行政法人情報通信研究機構 監事
	武市 正人	(第三部会員)	独立行政法人 大学評価・学位授与機構 研究開発部長・教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	吉田 文	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	北原 和夫	(特任連携会員)	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
	高祖 敏明	(特任連携会員)	学校法人上智学院理事長

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会
学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会
(平成 23 年 7 月 11 日～平成 24 年 12 月 20 日)

委員長	本田 孔士	(連携会員)	京都大学名誉教授
副委員長	藤田 英典	(連携会員)	共栄大学教育学部教授、教育学部長
幹事	濱中 義隆	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部准教授
幹事	吉川 裕美子	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	吉田 文	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	小林 信一	(特任連携会員)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	森 利枝	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部准教授

日本学術会議上席学術調査員 崎山 直樹

※職名等は当時のもの

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会
(平成23年6月26日～平成24年12月20日)

委員長	北原 和夫	(特任連携会員)	東京理科大学大学院科学教育研究科教授
副委員長	高祖 敏明	(特任連携会員)	学校法人上智学院理事長
幹事	藤田 英典	(連携会員)	共栄大学教育学部教授、教育学部長
幹事	本田 孔士	(連携会員)	京都大学名誉教授
	長谷川 壽一	(第一部会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	室伏 きみ子	(第二部会員)	お茶の水女子大学理学部・大学院人間文化創成科学研究科教授
	北村 隆行	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科機械理工学専攻教授
	澤本 光男	(第三部会員)	京都大学大学院工学研究科教授
	森田 康夫	(第三部会員)	東北大学教養教育院総長特命教授
	有本 章	(連携会員)	くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学学長
	浦川 道太郎	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	唐木 英明	(連携会員)	倉敷芸術科学大学学長
	小林 傳司	(連携会員)	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授
	塩川 徹也	(連携会員)	東京大学名誉教授
	久本 憲夫	(連携会員)	京都大学大学院経済学研究科教授
	広田 照幸	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	本田 由紀	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	松本 忠夫	(連携会員)	放送大学教養学部教授
	山田 礼子	(連携会員)	同志社大学社会学部教授
	吉田 文	(連携会員)	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
	河合 幹雄	(特任連携会員)	桐蔭横浜大学法学部長・教授
	川嶋 太津夫	(特任連携会員)	神戸大学大学教育推進機構・大学院国際協力研究科教授
	小林 信一	(特任連携会員)	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	廣田 英樹	(特任連携会員)	金沢大学先端科学・イノベーション推進機構特任教授・副機構長
	吉川 裕美子	(特任連携会員)	大学評価・学位授与機構研究開発部教授

※職名等は当時のもの

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)
	伊澤 誠資	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐

要 旨

1 作成の背景

日本学術会議は、平成 22 年(2010 年) 7 月に、文部科学省からの審議依頼に対する「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめた。回答作成のための審議は、中央教育審議会による、平成 20 年(2008 年)12 月の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」の内容に留意して進められたが、同答申の中に「学位に付記する専攻名称の在り方について一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」とあり、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」とも述べられている。

これを踏まえて、日本学術会議では「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」の下に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置して以来検討を進め、これら委員会と分科会の設置期限終了後は、新たに設置された「大学教育の質保証委員会」において検討を行った。本報告は、日本の科学者コミュニティを代表する日本学術会議の視点から、日本の学士の学位に付記する専攻分野の名称に関して基本的な考え方を述べたものである。

2 現状及び問題点

「大学設置基準の大綱化」として知られる平成 3 年(1991 年)の制度改革により、専攻分野の名称が事実上「自由化」された結果、当初 29 であったその数は 3 年後の 1994 年には 250 種類へと飛躍的に増加し、その後も増加の一途をたどった。中央教育審議会は「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(2008 年)の中で、2005 年現在、学士の学位に付記する専攻分野の名称が約 580 に達すること、またそのうちの約 6 割が専ら当該大学においてのみ用いられている独自の名称であることに関して、「このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したもののなのか、学生の学修成果を表現するものとして適切なのか、能力の証明としての学位の国際的通用性を阻害するおそれはないのか、懸念を持たざるを得ない状況である」とし、今後、国によって行われるべき取組として「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことを挙げた。

3 報告の内容

- (1) 社会の成熟化を背景として、大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになる中で、大学が授与する学位に付記する専攻分野の名称が多様化していることには一定の合理性が認められる。しかし、現状は過度の多様化と言

わざるを得ず、この状況に関しては、以下の二つの視点で見直すことが必要と思われる。一つは、大学で担われる学問の普遍性という観点に照らして、学問分野の名称という観点から専攻分野の名称を再検証するという視点である。もう一つは、特定の学問分野にとらわれない独自の対象を学修の主題とする例が増加していることを踏まえ、それらに対して如何に適切な専攻分野の名称を付すのかという視点である。特に後者の視点を踏まえて以下の改善提案を示す。

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を採る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくともよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

各大学には、以上を踏まえて学位に付記する専攻分野の名称を検証することを求めたい。特に、極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案するとともに、その際には(2)で述べる英文表記の在り方も併せて検討し、両者の整合性が確保されることを期待したい。

(2) 学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。

- ① 「学士」に対する英文は Bachelor とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

(① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。)

(3) 問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということである。各大学においては、適切な専攻分野の名称を付記することはもとより、学生の学修の内容に関する具体的な情報提供を充実し、教育課程の透明性を高めることが求められる。

大学教育の多様化が、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたことに鑑みれば、自らが開設する教育課程に関して、学

位に付記する専攻分野の名称を決める責任は大学にある。学位とは、学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す、生涯にわたって担われる表象であることを踏まえ、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

目 次

1	はじめに	1
(1)	審議の経緯	1
(2)	問題の背景	1
(3)	分野別の参照基準との関わり	1
2	専攻分野の名称の多様化について	3
(1)	専攻分野の名称の多様化の経緯	3
①	制度改革を契機とした多様化の実態	3
②	多様化が進行した背景	4
(2)	多様化した状況を見直す際の方向性	6
①	大学で担われる学問の普遍性	6
②	「専攻分野」の概念の拡大	6
(3)	名称表記の改善に関する提案	7
①	「〇〇学」ととられない	7
②	組織名との区別	8
③	複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化	8
④	分かりやすく単純で共通性のある表現を	9
(4)	大学等に対する要請	9
3	学士の学位の英文表記の在り方について	11
(1)	学位の英文表記に対する基本的姿勢	11
(2)	英文表記における学位の構造と学士 (Bachelor) の学位名称	11
(3)	英文表記に関する基本的な考え方	12
4	おわりに—大学の責任について	14
<参考資料 1>	本報告の審議経過	15
<参考資料 2>	中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて (答申)」	17
<参考資料 3>	大学基準 (昭和 22 年 7 月 8 日大学基準協会決定) (抜粋)	18
<参考資料 4>	学士に冠する名称を出身学部名によるものとした 最初の事例	18
<参考資料 5>	研究活動のモード論	18
<参考資料 6>	学位証書補足資料 (DIPLOMA SUPPLEMENT) の例	20

1 はじめに

(1) 審議の経緯

日本学術会議は、平成 22 年（2010 年）7 月に、文部科学省からの審議依頼に対して「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」（以下「回答」）を取りまとめ、同年 8 月に同省高等教育局長に手交した¹。

本件に関して日本学術会議は「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置し、中央教育審議会による、平成 20 年（2008 年）12 月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（参考資料 2。以下「答申」）の内容に留意して審議を進めたが、同答申の中に「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」とあり、「ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」とも述べられている。

これを踏まえて、日本学術会議では「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置して検討を進め、これら委員会と分科会の設置期限終了後は、新たに設置された「大学教育の分野別質保証委員会」において検討を行い、本報告を取りまとめるに至った。

(2) 問題の背景

学位は、大学において体系的に編成された教育課程を一貫して履修することにより獲得される知識・能力の証明である。しかし、高等教育の大衆化、ユニバーサル化が進み、他方でグローバル化により、国境を越えた人の移動が広がりを見せている今日、「学位はいかなる能力を証明するものか」という問いが各国共通の課題となっている。この問いの背景には、学位が高等教育修了者の能力証明として国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場で適切に認められるような国際的な通用性を備えることが求められるようになったことが挙げられる。

答申が「我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。例えば、学部・学科等の組織名称や、学位に付記する専攻分野の名称の多様化が進んでいるのは、そうした懸念を強める一因である」としていること背景には、こうした社会状況の変化があると考えられる。

(3) 分野別の参照基準との関わり

日本学術会議が取りまとめた「回答」は、「新たに構築される分野別の質保証枠組みの基本的な役割は、最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきことを同定し、これを『教育課程編成上の参照基準』として各大学に提供することで

¹ 日本学術会議 回答『大学教育の分野別質保証の在り方について』、2010 年 7 月 22 日。

ある」としている。そしてそのことの前提として、専門教育と教養教育との関係の多様性や、大学の設置形態の多様性も考慮し、各大学の自主性・自律性が十分に尊重されるべきこと、現実問題としても、具体的に学生が何をどこまで身に付けることを目指すのかという問題は、各大学が自ら判断せざるを得ないものであるという認識を示している。

この認識は、学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方を考える上でも同様に重要である。「分野」別の参照基準は、当該分野における教育課程の多様性を否定するものではないことと同様に、同一の専攻分野の名称の下で多様な教育課程が存在することが否定されてはならない。しかし同時に、それぞれの分野においては、「最も中核的な意味において、すべての学生が基本的に身に付けるべきこと」が共有されることが望まれるのである。

以上を踏まえて本報告では、日本の学士の学位に付記する専攻分野の名称の在り方について、和文表記（第2章）と英文表記（第3章）の双方の観点から基本的な考え方を示す。

2 専攻分野の名称の多様化について

(1) 専攻分野の名称の多様化の経緯

① 制度改革を契機とした多様化の実態

「大学設置基準の大綱化」として知られる平成3年（1991年）の制度改革により、日本の学位の表記方法は大きく変化した。それ以前は大学を卒業した者に対する称号であった「学士」を法令上、学位として位置付けるとともに、大学設置基準で定められていた文学士、法学士、工学士等29種類の学士の種類を廃止し、「学士」に一本化した。一方で、「各学生がどのような分野を履修したのかを明示することは依然として社会的にも有用である」²との観点から、たとえば「学士（文学）」のように、各大学が適切な専攻分野を学位の後ろに括弧書きで付記することとされたのである²。

こうした制度改革の背景には、教育・研究の編成における各大学の自由度を高め、大学の個性化・多様化を促すという政策的意図があったことは確かであろう。しかしそれだけでなく、新たな学問領域あるいは学際的・複合的な分野の増加により、あらかじめ法令により規定された少数の名称では、学生が履修した専攻分野を適切に表示することが困難になってきたことへの現実的な対応という側面もあったと考えられる。元来は、「学士の上に冠してその種別を示す名称は原則としてその出身学部名によるものとする」³とされていたのであったが、1991年当時、既に学部の名称が91種類に達していたことから明らかなように、そうした考えは時代にそぐわなくなりつつあったのである。

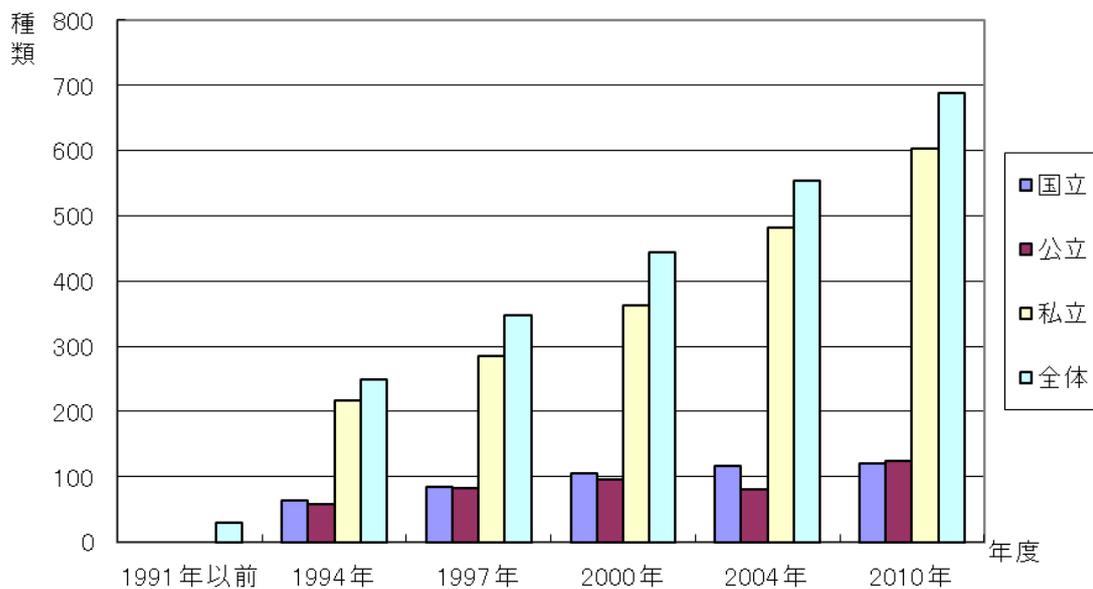
専攻分野の名称が事実上「自由化」された結果、その数は3年後の1994年には早くも250種類へと飛躍的に増加しており、その後も増加の一途をたどった。中央教育審議会は「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（2008年）において、2005年現在、学士の学位に付記する専攻分野の名称が約580に達すること、またそのうちの約6割が専ら当該大学においてのみ用いられている独自の名称であることを踏まえ、「このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したもののなのか、学生の学修成果を表現するものとして適切なのか、能力の証明としての学位の国際的通用性を阻害するおそれはないのかと懸念を持たざるを得ない状況である」とし、今後、国によって行われるべき取組として、「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことを挙げた。

しかしながら、その後も専攻分野の名称の細分化・個別化の傾向に歯止めがかかることはなく、2010年度の調査では、専攻分野の名称は約700種類へとさらに増加し（図1）、うち一つの大学のみで利用されている独自の名称が6割近いという状況について

² 大学審議会 答申「大学教育の改善について」、平成3年2月。

³ 「大学基準」（昭和22年、大学基準協会決定）による（参考資料3）（参考資料4）。この「大学基準」が旧文部省に移管されて「大学設置基準」となった。

も変化が見られなかった⁴。



資料：独立行政法人大学評価・学位授与機構

図1 学士の学位に付記する専攻分野名称数の推移

② 多様化が進行した背景

前項で述べたような事態が生じた背景を大きな流れでとらえてみたい。

旧文部省によって大学設置基準が制定された1956年においては、日本の大学進学率は10%に満たず、大学進学者数も20万人に達していなかった。この時に定められた学士の種類は25種類であり⁵、ほぼそのままの数で1991年の大綱化まで継続することとなったが、その時点での大学進学率は25%、大学進学者も50万人を超える数に達していた。

この間、日本の社会は大きく変容してきた。大学紛争が燃え盛った60年代後半から70年代前半は、大学進学率が増大した時代でもあった。しかし大学紛争が終息して2度の石油ショックを乗り越えた日本経済は、80年代後半のバブル経済に至る未曾有の繁栄を謳歌することとなる。そこで現出した「豊かな社会」において、大学の教育課程の多様化が急速に進んだことが、そのまま学位に付記する専攻分野の名称の多様化に直結したと言ってよい。

ここで生じた大学教育の変化は複雑であり、その全体を解説することは本報告の議論の射程を超える。しかしあえて概括すれば、大学生の多くがもはやエリートではな

⁴ ただしそれら名称の中には相互に一定の類型性や系統性が存在することを看取できるものも少なくない。

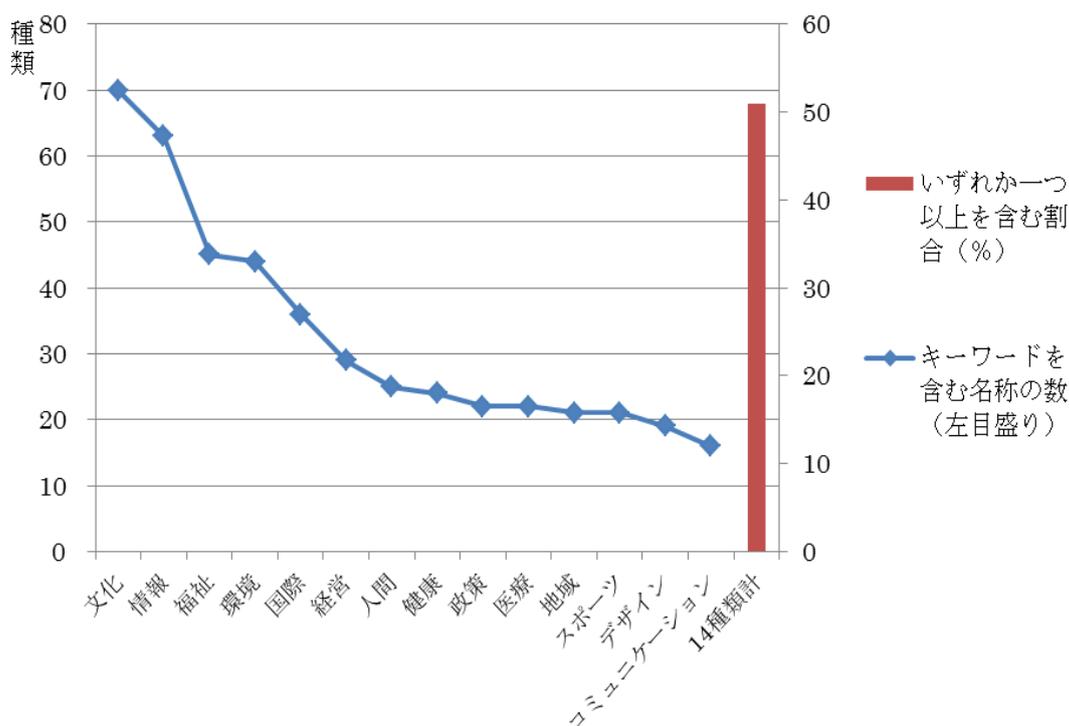
⁵ 大学設置基準制定当初は以下の25種類だったが、その後に衛生看護学士が看護学士と保健衛生学士とに分かれ、また芸術学士が芸術学士と芸術工学士とに分かれ、さらに鍼灸学士と栄養学士とが新たに加わり29種類となった。

文学士、教育学士、神学士、社会学士、教養学士、学芸学士、社会科学士、法学士、政治学士、経済学士、商学士、経営学士、理学士、医学士、歯学士、薬学士、工学士、商船学士、農学士、獣医学士、水産学士、家政学士、芸術学士、体育学士、衛生看護学士

い普通の社会人となるとともに、産業構造が変化する中で大学卒業者によって担われる職業領域が拡大し、また一方では現代社会が直面する様々な課題が大学の教育研究の対象とされるようになるなど、社会の成熟化を背景とする大学教育の大きな変容がこの時に始まり、そして現在も続いていると考えられる。

このことについて、実際に現在用いられている専攻分野の名称から考察してみたい。図2は、専攻分野の名称において多く用いられている特徴的なキーワードで、伝統的な学問分野の名称とは区別されるものを挙げたものであるが、文化、情報、福祉、環境、国際等が多く用いられており、ここに掲げた14種類のキーワードを含む専攻分野の名称だけで全700種類のうちの約半数に及んでいる。

文化、人間、環境などは、伝統的な学問分野の境界線を越えて知の統合を図ろうとする今日的な視点と受け止めることができるし、一方で情報、医療、スポーツなどは、社会における新しい専門職業に対する需要を一定程度反映していると思われる。こうした領域において大学教育の多様化が進展することは、むしろ積極的に肯定し得るものである。社会の変化とともに大学の在り方も変化するのであり、大学教育の役割が拡大するにつれて専攻分野の名称が多様化することは、程度はともあれ、それ自体、必然的な現象として受け止められるべき道理がある⁶。



資料：独立行政法人大学評価・学位授与機構

図2 特定のキーワードが含まれる名称の数 (n=698)

⁶ しかしながら、多様化した名称の下で、教育課程の内容が実際に自らが標榜する趣旨を十分に体现したものになっているのか、名称だけが先行してしまっている面はないかということについて、各大学が自ら厳しく教育の質を保証する責任を負うべきことも当然である。

(2) 多様化した状況を見直す際の方向性

今まで専攻分野の名称が著しく多様化してきた状況を見てきたが、このような状況を見直すための方向性について2つの視点から述べる。

① 大学で担われる学問の普遍性

まず必要なことは、一度原点に立ち返り、そもそも大学で学ぶ学問とは何かについて考えてみることであろう。この問題は、大学とは何か、何をもって大学が大学であるとされるのか、という問いでもある。

学校教育法は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」

(第83条)と定めているが、ここで言う「学術」や「学芸」とは何か。様々な説明が可能であろうが、例えば大学で担う学問が「真理の探究」であるとして、それは他の類似の活動とどのように区別されるのか。

大学が担う学問の一つの重要な特徴は、その普遍性であると考えられる。大学の学問は、ヨーロッパに端を発し今や世界中に存在するようになった大学という場を舞台に、多くの批判的検証に鍛えられつつ生成発展してきた。それは、歴史的な長い時間と、国境を超えた広大な空間の広がりの中で、多くの人々によって担われてきた知的営みであり、国籍や身分や性別、政治信条等々の相違を超えて、批判に対して広く開かれた形で真理の探究が行われるという意味において高度な普遍性を有している。

学位に付記する専攻分野の名称が、このような普遍性を持った学問の分野を表象するものであるとすれば、今日その名称が著しく多様化し、単独の大学が標榜する独自名称としての「〇〇学」が無数に生まれている状況は大いに疑問であるということになる。学位に付記する専攻分野の名称が著しく多様化している状況に対して、多くの人が覚えるであろう違和感の背景を解きほぐしてみると、おそらくこのような説明になるのではないだろうか。

しかし②で述べるように、今日の多様化した大学教育の教育課程の内容を見ると、そこには上記で述べた伝統的な「〇〇学」の概念では括れないものが数多く出てきている。そうであれば、むしろ専攻分野の名称に常に「〇〇学」を標榜すべきと考える慣行自体が見直されてもよいのではないか。

その一方で、引き続き学位に付記する専攻分野の名称として「〇〇学」を標榜するのであれば、やはりそこでは当該教育課程が依拠している学問分野に関する一般的な名称が用いられることが望まれると言ふべきであろう⁷。

② 「専攻分野」の概念の拡大

(1) ②で述べた、情報、医療、スポーツ、福祉、文化、人間、環境、デザイン等が専攻分野の名称として用いられている教育課程は、それらが出現した社会背景を想起すれば、(2)①で述べた伝統的な学問観を体現するような学問分野に立脚した教育課程と同一に論ずることは多くの場合困難であると考えられる。なぜならこうした教育課

⁷ その名称は、大学を超えて当該学問分野を支える同僚達 “peers” の世界でしっかりと共有されており、自ずと明らかかなはずである。

程では、特定の学問分野にとらわれない独自の対象が学修の主題とされることが多いと考えられ、またそうした学修の主題は、学問自体の生成発展の結果というより、同時代の問題意識や社会のニーズに即して設定されると考えられるからである⁸。

例えば「環境〇〇」という語を専攻分野の名称に冠する教育課程においては、「環境〇〇」という今日的な「課題」を理解しその改善あるいは克服等に関与するために、関係する複数の学問分野を必要な範囲で学ぶことを想起させる。同様に「スポーツ〇〇」という語で表象される一定の専門職業が存在するとしたら、それに従事する上で必要な知識と考え方を身に付けるべく、関係する複数の学問分野を学ぶこともあり得るだろう。こうした大学教育の在り方が否定されるべき理由はない⁹。

このような新しい試みの中には、いずれそれ自体が新たな学問分野として認知され定着していくものもあるだろう。その一方で、その時々の方が抱える課題や様々な専門職業の消長等に応じて学修の主題が更新されるものも多いと考えられ、むしろそうしたダイナミズムにこそ、このような教育課程の特質があると見做すべきではなかろうか。

このような形で編成される教育課程の存在を前提とした場合、学位に付記する名称の由来となるべき「専攻分野」¹⁰という概念自体を拡大して考えることが必要となる。

「専攻分野」という語から通常想像されてきたであろう、①で述べたような伝統的な学問観に根差した専攻分野とは、明らかに性格の異なる専攻分野も数多く存在するようになっているという事実を率直に認めた上で、今後どのように専攻分野の名称を付記することが適当であると考えられるのか、以下に改善策を提案する。

(3) 名称表記の改善に関する提案

① 「〇〇学」にとらわれない

現在の制度においては、学位に付記する「専攻分野の名称」（学位規則第10条）という言い方がなされている。しかし前述したように、特定の学問分野の枠組みを離れて独自の対象を学修の主題とするような教育課程においては、「専攻分野」という語の意味を常に特定の「学問分野」を意味すると解することには無理がある。ここでの「専攻分野」は、より一般的に「大学で何を学んだのか」ということを示すものと解釈することが適切であり、そこに付される名称については、あえて「学」を付さずに、学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきであろう¹¹。

⁸ このことに関連して、研究活動の様式（モード）について、特定のディシプリンの発展の道筋に沿って推進される研究活動の様式（モード1）と、現実社会の課題を対象として、幅広い多様なディシプリンの知的貢献の上に推進される研究活動の様式（モード2）とを対比させ、現代社会において後者の重要性が高まっているとする議論が存在することを指摘しておく。詳しくは参考資料5を参照。

⁹ ただし特定の学問分野に依拠しないとしても、当該教育課程の中身を構成する複数の学問分野のそれぞれが、①で述べた意味において学問としてしっかりしていることは重要である。

¹⁰ 文部科学省令である学位規則は、「大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする」（第10条）と定めている。

¹¹ 「〇〇学」を学位に付記する専攻分野の名称として標榜する教育課程を担当する教員集団に、実際に「〇〇学」を専門分野とする者が存在しないという場合も少なくないと考えられる。

「学」の語が意味するところも多義的であり、その文字に学問的な威信の表象を見出す人々も少なくないと思われるが、専攻分野の名称に「学」を付さないという提案が、従来の発想を転換する一つの契機として受け止められることを期待したい。

② 組織名との区別

学士の学位に付記する専攻分野の名称は、もともと「原則としてその出身学部名によるものとする」とされていた（参考資料3、4）。かつては教員が所属する組織としての学部・学科が同時に学問の分野であり、また教育課程であるという図式が成立していたのであり、その限りにおいては、学部・学科名称をそのまま学位に付記する専攻分野の名称とするということは、ごく自然なことであった。

しかし今日、多くの大学の学部・学科においてそうした関係性は解体しており、学部・学科の名称も組織の固有名詞的なものに変貌してしまっている。実際、複数の学問分野にまたがる形で学部・学科が設置される場合、個別の学問分野の名称とは別に、学修の主題となる独自の対象の名称を学部・学科の名称とする場合もあれば、複数の学問分野の名称を独自のやり方で組み合わせる名称とする例も見られる。また、特に複数の学問分野にまたがらない場合でも、当該学部・学科の教育の特色を強調して独自の名称を掲げる例が見られる。

こうしたやり方で学部・学科名称を定めること自体に特段問題があるわけでない。しかし、従来成立していた学部・学科＝学問分野＝教育課程＝専攻分野の名称という図式が実態を失い、現実には固有名詞化している学部・学科名称をそのまま専攻分野の名称にも用いていることには疑問符を付さざるを得ない。こうした場合においては、学位に付記する専攻分野の名称を組織名とは区別して考えることが適切であろう¹²。

③ 複数の語を組み合わせた名称の意味の明確化

①及び②で述べたことを踏まえつつ、現在数多く存在している、複数の語を組み合わせた専攻分野の名称について、それぞれの意味するところが何であるのかが明確にされることを望まれる。

このことに関して、実際の専攻分野の名称を見てみると、以下のように様々な類型が混在しているように思われる。

ア.「△△〇〇学」もしくは「△△〇〇」が、確立した一般的な語として通用すると思われるもの。

イ.「△△」と「〇〇」とを組み合わせる独自の造語として掲げていると思われるもの。

この場合、当該教育課程を構成する複数の学修主題（もしくは複数の学問分野）を並列的に記して「△△〇〇」（もしくは△△〇〇学）としたと思われるものもあれば、「△△」が修飾語的に「〇〇」に付されたと思われるものもあり、さらには「△△」と「〇〇」とを組み合わせる全く独自の意味を持たせようとしたと思われるものもある。

¹² 今日、学部・学科名称と専攻分野の名称とを同一にすることは何らの制度においても要請されていない。

イで記したことが当てはまる名称に関しては、「△△」や「○○」自体は十分に一般的な語でありながら、それらがどのような趣旨で組み合わせられているのかが一見して分からず、そのために個々の名称の意味するところも必ずしも容易に判断できない場合が少なからず存在するように思われる。このような問題は、伝統的な学問観に根差した専攻分野であると思われるものについても同様に見受けられるが、こうした状況を改善するために以下のことを望みたい。

ア. 複数の学修主題や学問分野が並列されている場合は、実際の教育課程の内容に即して、専攻分野の名称自体を別々に分割するか、あるいは中黒記号（・）を用いて複数の学修主題や学問分野を同時に学ぶものであることを明らかにする等の工夫を行うこと¹³

イ. 修飾語的な意味であれ、全く独自の意味を持たせようとするのであれ、教育課程の特色を強調するためだけに複数の語を組み合わせることには謙抑的であること

ウ. 大事なことは「大学で何を学んだのか」を分かりやすく明確にすることであり、そのためには、必要に応じてある程度長い表記にする等の工夫も容認されるべきであり¹⁴、無理に熟語のようにする必要はないこと。

④ 分かりやすく単純で共通性のある表現を

大学が授与する学位ならびにその専攻分野の名称が、広く流通性・通用性を有するとすれば、それは、学位取得者が獲得した（獲得する）知識・能力に関する「情報」としての機能が社会で認められている場合であろう。

そうした状況を望ましいものと考えるのであれば、学位に付記する専攻分野の名称は、それを一見しただけで、どのような教育課程を修め、成果としていかなる知識・能力を身に付けたのかがある程度の確実性をもって判断でき、しかもその形式はできるだけ単純で、かつ相互に共通性を有するものであることが望ましい。

各大学においては、特に一般的な学問分野の名称を専攻分野の名称としない場合は、分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いることが望まれる。

(4) 大学等に対する要請

各大学においては、以上に述べたことを踏まえて、それぞれが授与する学位に付記される専攻分野の名称を検証していただくことを求めたい。特に、類似の教育課程が多いにもかかわらず、2～3校といった極めて少数の大学でしか用いられていない専攻分野

¹³ ただし、中黒記号で複数の名称を並置することには限度があると考えべきである。限られた修業年限内で複数の学問分野を深く修めることは困難であり、例えば「学士（医学・法学）」のように併記することは認められるべきではない。このことは、11頁に記す英文表記の階層構造「Bachelor of ② in ③」において、③の「下位の専門」が複数並置されることはあっても、②の「分野」が複数並置されることはないということと同旨である（12頁脚注19）。

¹⁴ 次の④で述べるように、名称の単純性ということも重要である。しかしながら、大学教育の目的・内容が多様化した今日、すべての専攻分野の名称を極めて簡潔な形で記述することには限界があることも否めず、必要であれば多少長い表記を用いることも容認されるべきである。

の名称には、社会における流通性・通用性という面で疑問が感じられるものも散見される。そのような懸念がある場合には、より分かりやすく共通性のある名称への変更を検討することを提案する¹⁵。

そしてこのために文部科学省に対して、各大学が、全国の大学の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかを相互に知ることができるよう、継続的に調査を実施するなど適切な措置を講ずることを要望したい¹⁶。また、内容に共通性のある教育課程を有する大学間で、学位に付記する専攻分野の名称の調整を図るような場合に、例えば国公立の大学団体などの組織が一定の役割を果たすことは、大学の自律という点からも意義あることと考えられる。

なお、学位に付記する専攻分野の名称の変更を検討する際には、次章で述べることを踏まえて英文表記の在り方についても併せて検討することにより、両者の整合性が確保されることを期待したい。

¹⁵ 教育課程の内容変更を伴わずとも学位に付記する専攻分野の名称を変更することは可能であり、そのこと自体に特段の認可は必要とされない。(ただし学則変更の届け出は必要である。)

¹⁶ 独立行政法人大学評価・学位授与機構が平成 21 年度に全国の大学の学位に付記する専攻分野の名称を調査した結果が、同機構のウェブサイトで公表されている。(http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/meishou/)

3 学士の学位の英文表記の在り方について

(1) 学位の英文表記に対する基本的姿勢

日本で授与された学位 (academic degrees) が高等教育修了者の能力証明として、国内のみならず国外の高等教育機関と労働市場において、適切に認められ通用するためには、その英文表記が国際的にも容認される一定の共通性を備えていることが不可欠である。

上記 1 (2) で述べたとおり、「学位はいかなる能力を証明するものか」が各国共通の課題となっている。こうした社会的な要請は、高等教育の大衆化、ユニバーサル化が進展する一方で、国際化、グローバル化により、国境を越えた人の移動が広がりを見せているからにはほかならない。学生と大学卒業者の流動性が高まるにつれて、多国間で相互に学位の認証 (recognition) を行い、あるいは授業科目の履修経験を認定する必要が生じる。

日本においても留学生の受け入れと日本人学生の送り出しを推進する上で、この問題について相応の態勢を整えておく必要に迫られている。国境を越えて移動する学生と大学卒業者の学位認証に関わる問題が、学位の英文表記によってすべて解決されると期待するのは早計であろうが、高等教育機関が自ら提供する学位プログラム (教育課程) に責任をもち、その履修の成果として学生が何を身に付けたかを学位の英文表記に簡潔に反映させることは、学位授与機関としての大学の責務である。学位の英文表記には、第 2 章で述べたことを踏まえつつ、さらに国際性を備えていることが求められる。

(2) 英文表記における学位の構造と学士 (Bachelor) の学位名称

英国や米国における学位 (及びその名称) は基本的に、3つの要素から構成されている。

- ①学位のレベル … Bachelor (学士)、Master (修士)、Doctor (博士) など
- ②分野 … 学問分野 (学術的に広く認知されている分野)
- ③下位の専門 … 教育課程で重点をおく分野

上記のように、英国や米国の学位は原則として、「① of ②」、もしくは「① of ② in ③」という階層的な表記方法により、学位のレベル及び学位取得者が軸足をおいて学んだ学問分野と、必要に応じて下位の専門が明示される仕組みになっており、国内外で一定の通用性が確保されている。

英国や米国でもっとも広く知られた学士の学位の名称は、Bachelor of Arts (B. A. ないし BA) と Bachelor of Science (B. S. ないし BS) であろう。この 2つは、中世ヨーロッパの大学における自由七科¹⁷の流れを汲むものであるとされ、簡略化をおそれずに言えば、多くの国において Bachelor of Arts は人文学、Bachelor of Science は自然科学

¹⁷ 文法、修辞学、論理学の言語系 3 科 (trivium) と算術、幾何学、天文学、音楽の数学系 4 科 (quadrivium) からなる。自由七科のラテン語 septem artes liberales の artes (複数形。単数形は ars) に Arts の語源が求められ、近代科学の誕生に伴い Arts から Science が独立したと考えられる。

(及び社会科学¹⁸)に属する、いずれかの分野の教育課程を修めたことを表す名称として用いられている。こうした Bachelor of Arts と Bachelor of Science の学位名称には、「下位の専門」を合わせて示す表記の方法も見受けられる¹⁹。それは時代を経て学問分野が分化し、さらに高等教育機関が多様化してきたことへの対応として、個別の教育課程の重点と特色をあらわす必要性が生じたことによる展開と考えられよう。

一方、特定の専門的な職業の養成にかかわる分野ないし教育課程においては、Bachelor of Law、Bachelor of Medicine、Bachelor of Engineering 等の学位名称も通用している。ただしその名称と教育内容に関しては、当該の専門に関係する質保証機関等により、一定の共通性が図られている場合が少なくない²⁰。またこれらの学位名称について、さらに「下位の専門」を合わせて表記することは必ずしも一般的ではない。

日本の学位の英文表記を考える際に、こうした構造²¹が存在することを認識しておくことは、日本の大学が授与する学位の国際的な通用性を保持する観点からも望ましい。

(3) 英文表記に関する基本的な考え方

以上の考え方にもとづき、日本の学士学位の英文表記について、次の基本的な考え方を示す²²。

- ① 「学士」に対する英文名称は Bachelor とすること
- ② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
- ③ 下位の専門として、教育課程で重点をおく分野を合わせて示すことも認められること

学位の英文表記において下位の専門分野を合わせて表象しようとする場合は、「① of ② in ③」の階層的な構造を念頭に表記することが望ましい。

なお、学士の学位名称に教育課程で重点をおく下位の専門分野を記載せず、あるいはさらにそれを詳しく説明するために、学位証書の補足資料等の併用によって、そこに自

¹⁸ 「社会科学」に該当する学問分野を修めた場合については、Bachelor of Science と Bachelor of Arts の双方が見られる。

¹⁹ 例えば、哲学を専攻する学士課程において、Bachelor of Arts あるいは Bachelor of Arts in Philosophy、また生物学を専攻する学士課程において、Bachelor of Science あるいは Bachelor of Science in Biology のいずれの学位名称を採用することもあり得るだろう。

また 2 (3) で記した、特定の学問分野の枠組みを離れて独自の対象を学修の主題とするような教育課程において、当該教育課程が立脚する学問分野が主として自然科学に属するのであれば、「Bachelor of ② in ③」で示される②の「分野」に Science をあて、③の「下位の専門」に教育課程の主題をあてることもできるだろう（例えば Bachelor of Science in Ecology and Environment など）。

なお③の「下位の専門」が複数並置されることはあっても、②の「分野」が複数並置されることはないと理解すべきであり、その趣旨は 9 頁の脚注 13 に記した通りである。

²⁰ Bachelor of Medicine は英連邦諸国の大部分の大学においては Bachelor of Surgery と合わせてのみ授与されている (MBBS ないし MB ChB と略称される)。このように専門的な職業の養成にかかわる分野とその学位名称は各国の大学の歴史や社会を反映して多様であるが、他の例として Bachelor of Nursing, Bachelor of Education 等が挙げられる。

²¹ 英文表記の階層的な構造を日本語の学位に付記する専攻分野の名称では表すことができない。それゆえ和文表記においては多くの場合、「Bachelor of ② in ③」で示される②の「分野」あるいは③の「下位の専門」のいずれかが、「学士 (○ ○)」の括弧内に付記されることになるだろう。

²² 学位の英文表記に関して、国際的に唯一の標準的な方法は存在しない。重要なことは、日本国内における学位の英文表記の在り方に関して共通の方針を定め、国外に向けて発信することである。

ら教育課程編成上の特性を明示し、国際的な通用性を担保する手法の採用も考えられる

²³
。

²³ たとえばヨーロッパでは、1999年のボローニャ宣言を契機に「ヨーロッパ高等教育圏」の創設を旨とし、各国政府と高等教育機関の協調のもと、学位制度の調和に向けて取り組みが進められてきた。ボローニャ・プロセスと呼ばれるこの改革の最重点は、バチェラー（学士）、マスター（修士）、ドクター（博士）の学位取得に導く3段階の学修構造と比較可能な学位制度の導入、学位と学修期間の相互認証、質の保証に置かれている。

20世紀末までヨーロッパ諸国の高等教育は、修了者に授与される学位も修業年限も多様であったが、いまや欧州においても大学卒業者が手にする最初の学位は「学士」が主流になっている。しかし、学位の英文表記に関しては、各国・高等教育機関に委ねられ、その表記方法は多岐にわたる。そのため、学位証書補足資料（ディプロマ・サプルメント、Diploma Supplement）等を発行し、大学卒業すなわち学士学位取得者がどのような共通の力を有するか、その内容をより詳細に提示する方がとられている（参考資料6）。

4 おわりに – 大学の責任について

日本における大学という存在そのものが、国が管理する制度の下で移植され発展してきたのであり、1991年の制度改革までは学位の種類も国が定めていた。しかし、戦後の経済成長とともに大学教育が急速に拡大し多様化したことを背景に、学位に付記する専攻分野の名称は各大学が自ら定めることとされた。

この措置は必然的なことであつたと考えられるが、大方の予想を超える専攻分野の名称の著しい多様化が進行し、具体的な意味が必ずしも明確ではない名称も少なからず出現した結果、現在では、大学の外からのみならず、むしろ中から疑念の声が上がる状況となっている。目先の学生獲得のために、教育内容の実質が伴わない、独自の新奇性のみを強調した専攻分野の名称を掲げているのではないかとの批判が投げかけられる中で、再び国が何らかの管理を行うべきとの主張も見られる。

こうした問題状況について考えるために、本報告では、まず多様化の背景要因を客観的に分析することに努めた。その結果、専攻分野の名称が多様化したことに一定の必然性が存在することを確認しつつ、名称の付け方をめぐって改めるべき点についていくつかの具体的な改善提案を行った。本報告の「はじめに」で述べたように、問われているのは「学位はいかなる能力を証明するものか」ということであり、学位に付記する専攻分野の名称は、そのために適切な情報伝達機能を果たさなければならない。まずこの単純明快な認識が各大学に共有されることが重要である。同時に各大学においては、ウェブサイトの整備等を通じて学生の学修の内容に関する適切な情報提供を行い、教育課程の透明性を高めることが求められる。

専攻分野の名称の著しい多様化と、その背景をなした教育課程の多様化は、大学と社会とが相互に関わるダイナミズムの中で自生的に進展してきたのであり、今日の一層流動的な社会状況の下で再び国の管理を導入しようとしてもうまくゆくとは思われない。自らが開設する教育課程に関して、学位に付記する専攻分野の名称を決める責任は個々の大学にあるが、その際専攻分野の名称と教育内容に関する大学間の相互の参照を進めることが重要であり、必要に応じて大学団体などの大学横断的な組織が一定の調整機能を担うことも期待される。

学位とは、言わば学生が社会に出て「自ら何者として立つか」を示す表象であり、それは生涯にわたって担われるものである。このことを踏まえて、各大学に対して真摯な対応を望みたい。

<参考資料 1> 本報告の審議経過

平成 22 年 (2010 年)

- 10 月 4 日 日本学術会議幹事会 (第 107 回)
「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置
- 11 月 25 日 日本学術会議幹事会 (第 112 回)
「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」の委員を決定
- 12 月 27 日 分科会 (第 1 回)
委員長、副委員長及び幹事の選出について
今後の進め方について

平成 23 年 (2011 年)

- 1 月 31 日 分科会 (第 2 回)
今後の進め方について
- 3 月 2 日 分科会 (第 3 回)
- 4 月 25 日 分科会 (第 4 回)
報告書骨子案について
- 5 月 23 日 分科会 (第 5 回)
- 6 月 13 日 分科会 (第 6 回)
- 6 月 23 日 日本学術会議幹事会 (第 126 回)
「大学教育の分野別質保証推進委員会」を設置
- 7 月 11 日 日本学術会議幹事会 (第 129 回)
「大学教育の分野別質保証推進委員会」に「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」を設置し委員を決定
- 7 月 15 日 分科会 (第 1 回)
委員長、副委員長及び幹事の選出について
報告書構成案について
- 8 月 10 日 分科会 (第 2 回)
報告書構成案について
- 9 月 20 日 分科会 (第 3 回)
- 10 月 18 日 分科会 (第 4 回)
- 12 月 19 日 分科会 (第 5 回)

平成 24 年 (2012 年)

- 4 月 5 日 分科会 (第 6 回)
全体構成案について
- 5 月 15 日 分科会 (第 7 回)
報告書構成案について
- 6 月 19 日 分科会 (第 8 回)

- 7月10日 分科会（第9回）
8月23日 分科会（第10回）
12月20日 「大学教育の分野別質保証推進委員会」並びに同委員会の下に設置された「学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会」の設置期限が終了し、以後の検討は、新たに設置された「大学教育の分野別質保証委員会」に継承した。

平成25年（2013年）

- 4月2日 大学教育の分野別質保証委員会（第2回）
旧委員会の下での審議の経緯等を報告
7月26日 大学教育の分野別質保証委員会 企画連絡分科会（第2回）
旧委員会の下での審議の経緯等について再確認

平成26年（2014年）

- 2月28日 大学教育の分野別質保証委員会（第8回）
旧委員会の下に設置された分科会が作成した報告案の修正案について説明・承認
8月8日 大学教育の分野別質保証委員会（第9回）
査読意見を踏まえた報告案の修正案について説明・承認
※ 最終的に「大学教育の分野別質保証委員会」において、旧委員会の下に設置された分科会が作成した報告案を基に、2(4)「大学等に対する要請」を新たに書き加えるとともに、2(3)「名称表記の改善に関する提案」や、3「学士の学位の英文表記の在り方について」等についても加筆修正を行った。

第2章 学士課程教育における方針の明確化

第1節 学位授与の方針について ～幅広い学び等を保証し、21世紀型市民にふさわしい学修成果の達成を～

(2) 我が国の課題

(カ) これまで大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることで、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた結果、大学全体の多様化は大いに進んだ。

しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。

例えば、学位に付記する専攻分野の名称は年々多様化し、その種類は、平成17年度時点で約580に達する。また、その名称の約6割は、専ら当該大学のみで用いられている。このように過度に細分化された状態が、真に学問の進展に即したもののなのか、学生の学修成果を表現するものとして適切なものか、能力の証明としての学位の国際的通用性を阻害するおそれはないのか、懸念を持たざるを得ない状況である。

こうした状態は、今後進めていこうとする留学生交流についても、隘路となってしまうおそれがある。

(中略)

(4) 具体的な改善方策

【大学に期待される取組】

- ◆ 学位に付記する専攻分野の名称については、学問の動向や国際的通用性に配慮して適切に定める。

類例がなく定着していない名称は避けるように努める。仮にそれを用いる場合、依拠・関連する既存の学問領域との関係について説明責任を果たすようにする。

【国によって行われるべき支援・取組】

- ◆ 学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする。

ルール化の検討に当たっては、日本学術会議や学協会等との連携協力を図る。また、英名表記の国際的通用性の確保に留意する。学部等の設置審査や評価に際しては、唯一単独の名称を用いる場合、関連する学問領域との関係について十分な説明を求め、必要に応じ、見直しを含め適切な対応を促す。

＜参考資料3＞ 大学基準（昭和22年7月8日大学基準協会決定）（抜粋）

第二 基準

九、学士号の種類を次の如く定める。

1. 学士の上に冠してその種類を示す名称は原則としてその出身学部名によるものとする。
2. 一学部の中にある一学科が他の学部準ずる内容を有するときは該当学部の名称を冠することができる。但し医学教育及び歯学教育を行う大学又は学部においてはこの限りではない。

＜参考資料4＞ 学士に冠する名称を出身学部名によるものとした最初の事例

東京大学が明治10年に設立され、翌11年には当時の文部省から学位授与権が与えられた。この段階での学位は学士のみであった。そして明治12年に東京大学は、授与する学士号を法学士・理学士・文学士・医学士・製薬士としたが、これは出身学部の名称を学士号の上に冠したものであった（ただし、医学部出身者でも製薬学科のみは製薬士とした。）。

なお、この段階では学位令は存在せず、明治20年に学位令が公布された段階で、学士は学位から除かれることとなり、単なる称号となった。

＜参考資料5＞ 研究活動のモード論

Gibbons 等による研究活動のモード論においては、ディシプリン（discipline）は知識の体系を中心に構築される学問領域であり、特定のディシプリンの発展の道筋に沿って推進される研究活動の様式をモード1という。これに対して、産業界を含めて現実社会に現れる課題の殆どは、それが精神的、社会的なものであれ、自然に関するものであれ、特定のディシプリンの発展の道筋とは関係なく現れる。そのため、現実社会の課題を対象とする課題解決志向の研究活動や探究活動の推進のためには、多くの場合、幅広い多様なディシプリンからの知的貢献や、場合によっては対象に関する多面的な知識が必要になる。このようにして推進される研究活動や探究活動の様式をモード2という。モード2の多様なディシプリンが協働して研究活動を推進する性質を、超領域的または学融合的（transdisciplinary）と言う。モード1、モード2は、学問の分類ではなく、知識の活用様式の違いを表している。

知識基盤社会と呼ばれるように、現代社会では、経済活動のみならず、様々な活動において知識を活用して課題解決にあたる必要があるになっている。そのような社会に浸透した知的活動の様式の特徴がモード2であるとされる。

参考 : Gibbons, M., Limoges, C., Nowotny, H., Schwartzman, S., Scott, P., Trow, M.,
*The New Production of Knowledge: The Dynamics of Science and Research in Contemporary
Societies*, (Sage: California, 1994). [小林信一監訳『現代社会と知の創造』、丸善、1997
年。]

<参考資料6> 学位証書補足資料 (DIPLOMA SUPPLEMENT) の例

欧州で展開されている学位証書補足資料 (Diploma Supplement) の例として、ヨーロッパ委員会、欧州会議、ユネスコにより共同で開発された雛形を示す。

THE DIPLOMA SUPPLEMENT

This Diploma Supplement follows the model developed by the European Commission, Council of Europe and UNESCO/CEPES. The purpose of the supplement is to provide sufficient independent data to improve the international 'transparency' and fair academic and professional recognition of qualifications (diplomas, degrees, certificates etc.). It is designed to provide a description of the nature, level, context, content and status of the studies that were pursued and successfully completed by the individual named on the original qualification to which this supplement is appended. It should be free from any value judgements, equivalence statements or suggestions about recognition. Information in all eight sections should be provided. Where information is not provided, an explanation should give the reason why.

1 INFORMATION IDENTIFYING THE HOLDER OF THE QUALIFICATION

- 1.1 Family name(s):
- 1.2 Given name(s):
- 1.3 Date of birth (*day/month/year*):
- 1.4 Student identification number or code (*if available*):

2 INFORMATION IDENTIFYING THE QUALIFICATION

- 2.1 Name of qualification and (*if applicable*) title conferred (*in original language*):
- 2.2 Main field(s) of study for the qualification:
- 2.3 Name and status of awarding institution (*in original language*):
- 2.4 Name and status of institution (*if different from 2.3*) administering studies (*in original language*):
- 2.5 Language(s) of instruction/examination:

3 INFORMATION ON THE LEVEL OF THE QUALIFICATION

- 3.1 Level of qualification:
- 3.2 Official length of programme:
- 3.3 Access requirements(s)

4 INFORMATION ON THE CONTENTS AND RESULTS GAINED

- 4.1 Mode of study:
- 4.2 Programme requirements:
- 4.3 Programme details: (e.g. modules or units studied), and the individual grades/marks/credits obtained: (*if this information is available on an official transcript this should be used here*)
- 4.4 Grading scheme and, if available, grade distribution guidance:
- 4.5 Overall classification of the qualification (*in original language*):

5 INFORMATION ON THE FUNCTION OF THE QUALIFICATION

- 5.1 Access to further study:
- 5.2 Professional status (*if applicable*):

6 ADDITIONAL INFORMATION

- 6.1 Additional information:

6.2 Further information sources:

7 CERTIFICATION OF THE SUPPLEMENT

7.1 Date:

7.2 Signature:

7.3 Capacity:

7.4 Official stamp or seal:

8 INFORMATION ON THE NATIONAL HIGHER EDUCATION SYSTEM

(N.B. Institutions who intend to issue Diploma Supplements should refer to the explanatory notes that explain how to complete them.)

EXPLANATORY NOTES

Since the Diploma Supplement was adopted in 1999, it has been adopted as part of national legislation in many countries. Since 1999, there have been significant developments within higher education, notably as concerns the development of joint degrees¹ and of transnational or crossborder higher education provision². Other significant developments include the development of external quality assurance and/or accreditation and the introduction, within the European Higher Education Area, of national and overarching qualifications frameworks. Within the Bologna Process, Ministers have committed to issuing the Diploma Supplement automatically, free of charge and in a widely spoken European language by 2005. The Diploma Supplement has also been incorporated in the Europass established by the European Parliament and the Council of Ministers in 2004³.

Where qualifications are issued as joint degrees, double or multiple degrees or under transnational/borderless education arrangements, this should be noted in the Diploma Supplement, in particular in points 2.1, 2.3, 2.4 4.1, 4.3 6.1 and 8. Consortia offering joint degrees would be well advised to provide information packages on their degrees. Where relevant, these may be included with the Diploma Supplement.

(The numbers below refer to the numbered sections in the Diploma Supplement.)

1 INFORMATION IDENTIFYING THE HOLDER OF THE QUALIFICATION

1.1 Provide the full family or surname(s).

¹ See the Recommendation on the Recognition of Joint Degrees, adopted by the Lisbon Recognition Convention Committee in 2004, available at <http://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=836481&BackColorInternet=9999CC&BackColorIntranet=FFBB55&BackColorLogged=FFAC75>

² See the Code of Good Practice in the Provision of Joint Degrees, adopted by the Lisbon Recognition Convention Committee in 2001 and revised by the Committee in 2007, available at http://www.coe.int/t/dg4/highereducation/Recognition/Code%20of%20good%20practice_EN.asp#TopOfPage, and the UNESCO/OECD Guidelines for Quality Provision in Cross-Border Higher Education adopted in autumn 2005 in the framework of both Organizations, available at <http://www.oecd.org/dataoecd/27/51/35779480.pdf>.

³ <http://www.europass.cedefop.europa.eu/europass/home/home/Downloads/MiscDocs/EuropassDecision/navigate.action>

DECISION No 2241/2004/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 December 2004 on a single Community framework for the transparency of qualifications and competences (Europass).

- 1.2 Include all given/first names.
- 1.3 Indicate day, month and year of birth.
- 1.4 This should identify the individual as a student enrolled on the particular programme which is covered by the Diploma Supplement, e.g. through the student's personal code in the institution's database. A national or State personal identification number could be included for those countries that have such systems of identification, in accordance with national legislation.

2 INFORMATION IDENTIFYING THE QUALIFICATION

- 2.1 Give the full name of the qualification in the original language(s) as it is styled in the original qualification e.g. *Kandidat nauk, Maîtrise, Diplom*, etc. The original name of the qualifications may be transliterated into the alphabet or writing system used for the language in which the Diploma Supplement is issued (e.g. Latin characters for Supplements issued in English or Cyrillic for Supplements issued in Russian). Indicate if the award confers any nationally accepted title on the holder and what this title is e.g. *Doctor, Ingénieur* etc, and, if appropriate, a specific professional competence, such as "teacher of French". Indicate if the title is protected in law. If the qualification is a joint degree, this should be indicated.
- 2.2 Show only the major field(s) of study (disciplines) that define the main subject area(s) for the qualification e.g. *Politics and History, Human Resource Management, Business Administration, Molecular Biology* etc.
- 2.3 Indicate the name of the institution awarding the qualification in the original language. Where a degree is issued jointly by two or more institutions, the names of the institutions issuing the joint degree should be indicated, with indication of the institution at which the major part of the qualification has been obtained, if applicable.

The status of the institution refers above all to whether it has successfully undergone a quality assurance and/or accreditation exercise or procedure, and this should be clearly indicated. It may also be relevant to give the profile of the institution. If the provider is transnational or borderless, this should be clearly noted.

As a (fictitious) example, this information could be given in the following form:

"[Name of the institution] is a private non-university institution which has undergone external quality assurance by agency X in [name of the country] in 2003 with satisfactory results".

- 2.4 This refers to the institution which is responsible for the delivery of the programme. This is often, but not always, the same as the institution awarding the qualification (see 2.3 above). Cases are known in which a higher education institution entitles

another institution to deliver its programmes and issue its qualifications through a “franchise” or some type of “validation”, “affiliation”, etc. In some cases that other institution may be located in a different country. If this is the case it should be indicated here. If there is a difference between the awarding institution and the institution delivering the programme leading to the qualification indicate the status of both. , see 2.3 above.

2.5 Indicate the language(s) by which the qualification was delivered and examined.

3 INFORMATION ON THE LEVEL OF THE QUALIFICATION

3.1 Give the precise level of qualification and its place in the specific national educational structure of awards (explained and cross-referenced to the information in section eight). For countries that have established a national qualifications framework, give the place of the qualification within the national qualifications framework. The framework itself should be described in point 8. Include any relevant information on “level indicators” that are nationally devised and recognised and which relate to the qualification.

3.2 Explain the official duration or workload of the programme in weeks or years and the actual workload including information on any major sub-components i.e. practical training. Preferably, the workload should be expressed in terms of total student effort required. This consists of the normal designated time on the programme including taught classes and private study, examinations etc. Where possible, the effort should be described in terms of credit, and the credit system should be described. European countries should translate the workload required for the qualification into the European Credit Transfer and Accumulation System (ECTS)⁴.

3.3 List or explain the nature and length or workload of access qualification(s) or periods of study required for access to the programme described by this Diploma Supplement e.g. *Matura* (for access to a first degree programme) or *Bachelor Degree* (for access to a second degree programme). This is particularly important when intermediate studies are a prerequisite to the named qualification.

4 INFORMATION ON THE CONTENTS AND RESULTS GAINED

4.1 The mode of study refers to how the programme was undertaken e.g. full-time, part-time, intermittent/sandwich, e-learning, distance, including placements etc.

4.2 Where available, provide details of the learning outcomes, knowledge, skills, competencies and stated aims and objectives associated with the qualification. This information, which relates to outcomes rather than procedures of learning, will increasingly be the key basis on which qualifications are assessed.

⁴ http://ec.europa.eu/education/programmes/socrates/ects/index_en.html

If applicable, provide details of the regulations covering the minimum requirements to secure the qualification, e.g. any compulsory components or compulsory practical elements, whether all elements have to be passed simultaneously, any thesis/dissertation regulations etc. Include details of any particular features that help define the qualification, especially information on the requirements for successfully passing it.

- 4.3 Give details of each of the individual elements or parts of the qualification and their weighting. For institutions that issue transcripts of studies, it will be sufficient to include the transcripts.

List the actual marks and/or grades obtained in each major component of the qualification. Entries should be as complete as possible and in accordance with what is normally recorded at the institution concerned. Cover all examinations and assessed components and/or fields of study offered in examination, including any dissertation or thesis. Indicate if the latter were defended or not. All this information is often available in the form of a transcript (a useful format for transcripts has been developed for the European Credit Transfer and Accumulation System [ECTS], see point 3.2 above). Many credit-based systems employ detailed transcripts that can be integrated into the wider framework of the Diploma Supplement. If information on the credit allocation between course components and units is available it should be included.

If the qualification is a joint degree, indicate what parts of the qualification have been earned at which institution.

- 4.4 Provide information on the grading scheme and pass marks relating to the qualification e.g. marks are out of a possible 100% and the minimum pass mark is 40%. Tremendous variations in grading practices exist within and between different national higher education institutions and countries. A mark of 70% in some academic cultures is highly regarded whilst in other countries it is regarded as average or poor. Information on the use and distribution of grades relating to the qualification in question should be included. If more than one grading scheme is used, e.g. in the case of joint degrees, information should be provided on all schemes used for the qualification in question.
- 4.5 If appropriate, indicate the overall classification for the final qualification i.e. *First Class Honours Degree, Summa Cum Laude, Merit, Avec Distinction* etc.

5 INFORMATION ON THE FUNCTION OF THE QUALIFICATION

- 5.1 Indicate if within the country of origin, the qualification normally provides access to further academic and/or professional study, especially leading to any specific qualifications, or levels of study e.g. access to Doctoral studies in Hungary. If this is

the case, specify the grades or standards that have to be obtained to allow progression. Indicate if the qualification is a terminal (end) award or part of a hierarchy of awards.

- 5.2 Give details of any rights to practise, or professional status accorded to the holders of the qualification, in accordance with national legislation. What specific access, if any, does the qualification give in terms of employment or professional practice and indicate which competent authority allows this. Indicate if the qualification gives access to a 'regulated profession'.

6 ADDITIONAL INFORMATION

- 6.1 Add any additional information not included above but relevant to the purposes of assessing the nature, level and usage of the qualification e.g. whether the qualification involved a period of study/training in another institution/company/country or, include further relevant details about the higher education institution where the qualification was taken. If the qualification is a joint or double/multiple degree, or if it was earned under a transnational or borderless education arrangement, this should be noted here.
- 6.2 Indicate any further useful information sources and references where more details on the qualification could be sought e.g. the department in the issuing institution; a national information centre; the European Union National Academic Recognition Information Centres (NARIC); the Council of Europe/UNESCO European National Information Centre on Academic Recognition and Mobility (ENIC) and relevant national sources.

7 CERTIFICATION OF THE SUPPLEMENT

- 7.1 The date the Diploma Supplement was issued. This would not necessarily be the same date the qualification was awarded.
- 7.2 The name and signature of the official certifying the Diploma Supplement.
- 7.3 The official post of the certifying individual.
- 7.4 The official stamp or seal of the institution that provides authentication of the Diploma Supplement.

8 INFORMATION ON THE NATIONAL HIGHER EDUCATION SYSTEM

Give information on the higher educational system: its general access requirements; the national qualifications framework (where applicable), types of institution and the quality assurance or accreditation system⁵. For countries party to the European Higher Education

⁵ Under the Council of Europe/UNESCO Convention on The Recognition of Qualifications Concerning Higher Education in the European Region (Lisbon Recognition Convention), signatories are committed to

Area (EHEA), the national qualifications framework should be compatible with and refer to the overarching framework of qualifications of the EHEA adopted by Ministers in 2005⁶. For countries which are members of the European Union or party to relevant EU programmes, the national framework should also be compatible with the European Qualifications Framework. This description should provide a context for the qualification and refer to it. A standard framework for these descriptions together with actual descriptions should be available for many countries. These have been created as a result of this project and with the co-operation of the relevant National (European Union and European Economic Area) Academic Recognition Information Centre (NARIC), European (Council of Europe/UNESCO) National Information Centre on Academic Recognition and Mobility (ENIC), Ministries and Rectors' conferences.

making arrangements for providing such information. The text of the Convention may be found at http://www.coe.int/t/dg4/highereducation/Recognition/LRC_en.asp.

⁶ http://www.bologna-bergen2005.no/EN/BASIC/050520_Framework_qualifications.pdf